

## 新潟市道路パトロール実施要領

### 1 目的

この要領は、道路及び道路の利用状況を的確に把握し、道路構造の異常、不法占用等に対して迅速かつ適切な措置を講じ、安全かつ円滑な交通の確保を図るため、道路パトロール（以下「パトロール」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

### 2 対象とする路線

この要領に基づきパトロールを実施する道路は、国道及び県道（以下「国県道」という。）と、重要路線又は重要区間と判断する市道を対象とする。

### 3 パトロールの種類

パトロールの種類は、通常パトロール、夜間パトロール、定期パトロール、異常時パトロール、休日パトロールとし、各パトロールの内容は次のとおりとする。

#### （1）通常パトロール

平常時におけるパトロールであり、原則としてパトロール車から視認できる範囲で、次に掲げる事項について点検するものとする。

- ア 路面・路肩・路側・法面及び構造物の状況
- イ 標識・照明・安全施設・植栽等道路附属物の状況
- ウ 道路に関する工事の状況
- エ 道路占用及び、道路使用等の状況
- オ 道路の交通状況
- カ その他必要な事項

#### （2）夜間パトロール

夜間における交通の安全を確保するために実施するパトロールであり、原則としてパトロール車から視認できる範囲で、次に掲げる事項について点検するものとする。

- ア 道路照明設備の状況
- イ 道路標識の状況
- ウ 視線誘導標の状況
- エ 工事現場の保安施設及び交通処理状況
- オ その他必要な事項

#### （3）定期パトロール

主として道路構造の保全を図るために実施するパトロールであり、次に掲げる主要な構造物等で通常パトロールで細部点検が必要と判断された箇所について点検するものとする。また、通常パトロールの対象外路線のうち、各区で任意に選定した路線について、年1回程度パトロールを実施する。

また、防災カルテによる防災危険箇所の定期点検の補完としても実施するものとする。

- ア 橋梁・トンネル（非常用設備を含む）・擁壁・護岸等の状況
- イ 保安設備・安全施設の状況

ウ アスベスト含有資材の状況

エ その他道路構造物の状況

(4) 異常時パトロール

大雨・暴風・波浪・地震等道路交通に支障を与える異常な状況が発生した時において実施するパトロールであり、主として危険が予想される箇所や災害の実態等を把握し、区役所建設課（以下「建設課」という。）との情報の連絡を密に行い、適切な防災対策又は災害復旧に資するものとする。

(5) 休日パトロール

通常パトロールを補完するため、通常パトロールを連続して3日以上実施しない場合に行うものであり、別紙1の「連休日等道路維持巡回要領」によるものとする。

4 パトロールの実施計画

(1) 道路維持管理業務を行う区役所建設課長（以下「課長」という。）は、あらかじめ道路維持管理業務を行う区役所建設課職員のうちからパトロール員を指名しておくものとし、パトロール担当の道路維持管理業務を行う係員（以下「維持係長等」という。）が業務をとりまとめるものとする。

なお、課長は、区役所建設課職員により必要な道路パトロールが困難と判断される場合、職員以外の者（以下この者も含め「パトロール員」という。）にパトロールを行わせるよう努めるものとする。

(2) パトロールは、年間実施計画に基づき、2名以上の編成によりパトロール車を使用し実施するものとする。

(3) パトロールの年間実施計画は、道路事情等を考慮のうえ、次に掲げる表に基づき、課長が土木総務課長と協議し策定するものとする。

種類	実施日及びパトロール回数	協議事項					
		回数	実施 区間	走行 距離	走行 時間	担当 組織	編成 人員
通常	原則として ・日交通量 3,000 台以上の国県市道……週 2 回 ・その他の道路 ……週 1 回	○	○	○	○	○	○
夜間	実施区間について概ね 4 週で網羅	○	○	○	○	○	○
定期	必要に応じて（年 1 回以上）	○				○	○
異常時	必要に応じて・地震の場合震度 4 以上					○	○
休日	原則として三連休以上の連休期間において適宜		○	○			

(4) パトロールの年間実施計画策定にあたっては、通常パトロールは曜日毎にパトロールコースを設定し、週単位で前項のパトロール回数を実施するものとする。

また、夜間パトロールは、前項で策定した実施区間を概ね 4 週で網羅するものとする。

5 パトロールの実施

(1) 通常パトロール

ア 通常パトロールは、パトロール員により編成し、必要に応じてパトロール員以外の建設課職員（以下「道路監理員」という。）が乗車するものとする。

イ 維持係長等は、年間実施計画に基づき月単位の日程計画を立て、実施日ごとに点検目標を定めるなど計画的・効率的にパトロールを行えるようにするものとする。

ウ パトロールに際しては、次に資器材を参考に必要と認められるものを携行するものとする。

- a 道路管理資料（管内図、防災カルテマップ等）
- b 記録測定器具（カメラ、巻尺、ポール等）
- c 保安器具（セフティーコーン、保安ロープ、信号旗等）
- d 照明器具
- e 応急処理材料（常温合材、凍結防止剤等）
- f 工具（スコップ、バール、ハンマー、鎌等）

エ パトロール員は、出発時に維持係長等にパトロールの区間等を確認し、必要な指示を受けるものとする。

オ パトロール員は出発と同時に無線を開局し、常時交信ができるようにしておくとともに、パトロール中は適宜建設課無線基地と連絡をとり、現況報告又は維持係長等からの必要な指示を受け取るものとする。

なお、無線の不感地帯がある場合は、あらかじめ連絡方法を確立しておくものとする。

カ パトロール員は、必要の都度情報連絡所などからの情報収集に努めるものとする。

キ パトロール員は、パトロール実施中に発見又は取扱った事項については次により措置するものとする。

- a 道路の不法占用・不法使用を発見したときは、必要な指導をするとともに、速やかに維持係長等に報告するものとする。
- b 道路工事箇所における交通処理状況・保安設備状況等に是正措置が必要と認められるものについては、現地で指導し、速やかに維持係長等に報告するものとする。
- c 路面の穴ぼこ、亀裂、障害物又は凍結等交通に危険を及ぼす恐れのある事態を発見したときは、現地において修繕、除去等の応急措置を行うものとする。

なお、現地において応急措置が困難なときは危険表示等の措置をするとともに、維持係長等に報告して指示を受けるものとする。

- d 道路の崩壊・陥没・落石等交通に障害を及ぼす事態が生じ、若しくは生じる恐れがある場合又はその他交通の流れを阻害する緊急事態が生じた場合は、現地において通行車の誘導又は通行規制等を行うとともに、維持係長等に報告して指示を受けるものとする。

ク パトロール員は、パトロール終了後その結果を日誌等に記載し、維持係長等に報告するものとする。

ケ 維持係長等は、パトロール結果をパトロール日誌等により課長に報告するとともに、現地の状況に応じ必要な措置を講ずるものとする。

## (2) 夜間パトロール

夜間パトロールは、パトロール員により編成し、必要に応じて道路監理員が乗車するものとする。

なお、通常パトロールに準じて実施するものとする。

### (3) 定期パトロール

ア 定期パトロールは、パトロール員により編成し、構造物の細部点検や、任意路線のパトロールを実施するものとする。

イ 維持係長等は点検対象物の種別に応じて点検計画を立て、点検項目を定めておくものとする。

ウ パトロール員は、点検結果を維持係長等及び課長に報告するものとし、異常が認められた場合は処置意見を併せて日誌等に記載して報告するものとする。

### (4) 異常時パトロール

ア 異常時パトロールは、パトロール員のほか、災害の状況に応じて別途編成し、通常パトロールに優先して実施するものとする。

イ パトロール員は、パトロール中、常時建設課無線基地との交信連絡を確保するとともに、状況に応じて通行者の誘導又は通行規制の措置を行い、現場の状況を速やかに維持係長等に報告し、必要な指示を受けて実施するものとする。

ウ 維持係長等は、パトロール中の情報で緊急を要するものは、速やかに課長に報告しなければならない。

エ パトロール員は、パトロール終了後、通行規制箇所の確認状況・異常の有無・応急措置の実施状況等について、日誌等に記載し、維持係長等及び課長に報告するものとする。

オ パトロールに際して携行する資器材は5(1)ウに準じる。

## 6 応急措置

課長は、維持係長等から報告のあった事項のうち、急を要するものについては、速やかに必要な措置を講ずるものとする。また、警察署等、他の機関に関係のあるものは速やかに連絡しその措置結果を確認するものとする。

## 7 報告

課長は、パトロール実施状況を翌月10日までに別紙様式1により土木総務課長へ報告するものとする。

## 8 パトロールの補完

課長は、パトロールのほか、次によりその補完に努めるものとする。

- (1) 工事監督員の工事現場の往復時における道路監視
- (2) 道路情報モニター及び道路情報連絡所の活用
- (3) 道路情報等提供サービスの活用

## 9 研修

課長は、建設課職員を中心とし、パトロールの実務等について次の研修等を行うものとする。

- (1) 応急措置の内容、方法
- (2) 道路の不法占用、不法使用
- (3) 情報の連絡
- (4) 道路防災総点検の結果内容
- (5) その他パトロールに必要な事項

附則

この要領は平成19年4月1日から施行する。

附則

この要領は平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は令和2年4月1日から施行する。

## 連休日等道路維持巡回要領

### 1 目的

連休日等道路維持巡回（以下「巡回」という。）は、原則として三連休以上の連休期間において適宜、国県市道のうち主要となる路線を主体として委託区域の道路（道路附属物を含む。以下「道路」という。）の状況を的確に把握し、道路の異常に対して速やかに適切な措置を講じ、安全かつ円滑な交通の確保並びに事故防止を図ることを目的とする。

### 2 適用の範囲

巡回は別に定めるもののほか、この要領により実施するものとする。

### 3 巡回責任者

委託者は巡回責任者を定めるものとする。

### 4 巡回点検内容

原則として巡回車から視認できる範囲で、次の各項を点検するものとする。

- (1) 路面・路肩・路側・法面及び構造物の状況
- (2) 標識・照明・安全施設・植栽等道路附属物の状況
- (3) 道路に関する工事の状況
- (4) 道路占用及び、道路使用等の状況
- (5) 道路の交通状況
- (6) その他必要な事項

### 5 巡回の実施方法

巡回の実施方法は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

- (1) 監督員は、実施日ごとの点検目標を定め、受託者は計画的効率的に巡回を行うものとする。
- (2) 巡回に際しては、次の資器材を参考に必要と認められるものを携行するものとする。
  - ア 道路管理資料（管内図、防災カルテマップ等）
  - イ 記録測定器具（カメラ、巻尺、ポール等）
  - ウ 保安器具（セフティーコーン、保安ロープ、信号旗等）
  - エ 照明器具
  - オ 応急処理材料（常温合材、凍結防止剤等）
  - カ 工具（スコップ、バール、ハンマー、鎌等）
- (3) 巡回員は、巡回結果を巡回日誌に記載するものとし、必要な場合には、写真を添付しておくものとする。

### 6 応急措置

- (1) 巡回員は、巡回中に道路の異常を発見した場合には、直ちに補修又は障害物の除去等の措置をするものとする。ただし、巡回員が措置できない場合には、必要に応じてバリケード、ロープ、セフティーコーン、赤色灯、標識等を用いて交通の危険のないよう措置しておくものとする。
- (2) 巡回員は、道路に関するすべての工事（道路管理者以外の者が行う工事を含む。）又は道路管理者以外の者が管理する物件が原因となって交通に危険を及ぼしている状況を

発見した場合は、直ちに当該工事の施工者又は当該物件の管理者にその状況を通報するものとする。ただし、緊急を要する場合は、巡回員がとりあえず第1項に準じて最低限の応急措置を行うものとする。

(3) 巡回員は、次の場合において監督員に報告し、指示を受けるものとする。

- ア 応急措置が通行規制を伴う場合
- イ 異常事態の拡大が予想される場合
- ウ その他監督員の指示が必要とされる場合

## 7 報告

受託者は、道路の巡回及び維持作業の結果を、その都度道路巡回日誌を添えて報告しなければならない。

受託者は、巡回日以後の直近の開庁日に道路巡回日誌を添えて巡回結果を監督員に報告しなければならない。